

健康医療部の創設について(平成28年4月)

参考資料2

健康医療部

※部長・理事の所管

地域医療推進室

部長 市民病院に係る事項

理事 上記以外の事項

休日急病診療所

部長 移転に係る事項

理事 日常の運営に係る事項

国民健康保険室

部長

保健センター

理事

北大阪健康医療都市推進室

部長

地域医療推進室を
新設し、福祉保健部
から休日急病診療
所を移管

福祉保健部から国
民健康保険室及び
保健センターを移管

都市整備部から吹
田操車場跡地
まちづくり室を移管・
名称変更